

特許法施行規則及び実用新案法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）【第一条関係】

改 正 案	現 行
<p>（発明の単一性）</p> <p>第二十五条の八 特許法第三十七条の経済産業省令で定める技術的関係とは、二以上の発明が同一の又は対応する特別な技術的特徴を有していることにより、これらの発明が单一の一般的発明概念を形成するように連関している技術的関係をいう。</p> <p>2 前項に規定する特別な技術的特徴とは、発明の先行技術に対する貢献を明示する技術的特徴をいう。</p> <p>3 第一項に規定する技術的関係については、二以上の発明が別個の請求項に記載されているか单一の請求項に括弧的な形式によつて記載されているかどうかにかかわらず、その有無を判断するものとする。</p>	

実用新案法施行規則（昭和三十五年三月八日通商産業省令第十一号）【第一条関係】

改 正 案	現 行
<p>（考案の單一性）</p> <p>第七条の二 実用新案法第六条の経済産業省令で定める技術的関係とは、二以上の考案が同一の又は対応する特別な技術的特徴を有していることにより、これらの考案が单一の一般的考案概念を形成するように連関している技術的関係をいう。</p> <p>2 前項に規定する特別な技術的特徴とは、考案の先行技術に対する貢献を明示する技術的特徴をいう。</p> <p>3 第一項に規定する技術的関係については、二以上の考案が別個の請求項に記載されているか單一の請求項に択一的な形式によって記載されているかどうかにかかわらず、その有無を判断するものとする。</p>	